病院支部ニュース

第59回 20号
2020.3.31
都庁職病院支部教宣部発行
発行責任者：南田昌枝

STOP! Change! 地方独立行政法人化！ もっとよりそう都立病院へ

拡大する感染！

都専門家会議「公立病院に先頭に立っていただくことは重要」

必要なのは地方独法化ではなく都立・公社病院の充実を！

写真は、防疫手当があまりにも安いと報じるNEWS ポストセブン 2/17(月) より。記事は大きな反響が。

3月27日(金)都議会は20年度予算を可決成立させました。そこには多くの都民が望んでもいない都立・公社病院地方独法化のための調査費6億3800万円も計上されています。新型コロナウイルス感染症の拡大が続くときにとんでもない暴挙です。都知事会見の際に配布された「新型コロナウイルス感染症対策に関わる専門家との意見交換会(要約)」にも、「論点2. 重症者を優先する医療提供体制の確保」、入院は「公立病院に先頭に立っていただくことは重要」と書かれているにも関わらずです。小池都知事は専門家の意見を尊重するなら、都立・公社病院の地方独法化の調査費を取りさげ、都立・公社病院の充実。具体的には、速やかなPPEの十分な量の確保、コロナ対応病床の増床、人工呼吸器の拡充などが必要です。

これだけ感染が拡大しているにも関わらず、感染症指定病院ではない大塚、広尾、松沢病院では、新型コロナウイルス感染症患者に対応しても防疫手当が支給されません。至急制度を改正してすべての都立病院を防疫手当の支給対象とし、さかのぼって手当を支給すべきです。また増額も行うべきです。

新型コロナウイルス感染症に関わる休暇について

●職員や同居の親族に発熱等の症状があり、勤務しないことがやむを得ないと認められた時

●職員や同居の親族が新型コロナウイルス感染症に罹患し、就業制限を受けた場合

●子どもが新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校等の臨時休校その他の事情により、職員が子どもの世話を行うため

上記の場合　事故欠勤（有給）が認められます!!
（※公社の場合は事故休暇）

皆様、ご入職おめでとうございます。

東京の医療を支える一員としての第一歩を踏み出されたことを心よりお祝い申し上げます。
「組合に入るメリットは何ですか？」
そんな質問を毎年受けます。
正直に言うと、組合はメリットの塊です。
たとえば、あなたが職場で心ない言葉に傷つけられた時。年休を取らせてもらえなかった時。組合はあなたの味方になります。

組合に入ると、たくさんの仲間と出会えます。
突然の病気やケガ、災害時にも補償してもらえるセット・火災共済にも入れます。
新入職員の皆様にはセット共済5ヶ月間分プレゼントしているので特にお得です。

今、日本の医療現場は大変な局面を迎えています。都民の命を守るために働くあなたが、健康で安心して仕事を続けること。
それは、医療の質を守ることにも繋がります。
大きな困難を乗り越えるために。ぜひ、組合に入りましょう。

発行 都庁職病院支部
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階　直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail:mail@t-byoinsibu.jp　URL http://www.t-byoinsibu.jp
@Byoinsibu_Tocho　都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は？いますぐチェック

LINE@ 都庁職病院支部
職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です

都立病院で働くしぶ子さんがつぶやいています。
共感することもあるはず！
＃看護師のしぶ子さんで検索